

一般財団法人世田谷トラストまちづくり有期契約職員給与規程

平成18年4月1日
世トま規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり有期契約職員就業規程（平成18年4月規程第6号。以下「有期契約職員就業規程」という。）第50条に基づき、一般財団法人世田谷トラストまちづくり有期契約職員（以下「有期契約職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で有期契約職員とは、有期契約職員就業規程第2条の規定による職員をいう。

第3条 削除

(給与の種類)

第4条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当とする。

3 非常勤契約職員及び嘱託契約職員については、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

4 退職手当は支給しない。

5 通勤手当、超過勤務手当及び休日給の支給に関することは、規則で定める。

6 期末手当及び勤勉手当の支給に関することは、理事長が別に定める。

(給料)

第5条 給料は、有期契約職員就業規程第34条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬とする。

2 給料の決定に関することは、規則で定める。

(給与の支給方法)

第6条 給与は、通貨で直接有期契約職員に支給しなければならない。ただし、有期契約職員から申し出がある場合には、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の給与の支給の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支給することができる。

(給与の支給日)

第7条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。）の支給日は、毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に有期契約職員となった者の当該有期契約職員となった月の支給日は、その月の末日までとする。

2 前項に規定する支給日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は

休日でない日とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(休職者の給与)

第8条 休職となった有期契約職員に対しては、休職の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1) 心身の故障により、長期の休養を要するため休職したときは、その休職期間が契約期間満了に達する日までは、給料の100分の80

(2) 刑事事件で起訴されて休職したときは、その休職期間中、給料の100分の60の額以内で理事長の定める額

(給与の減額)

第9条 有期契約職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項の承認基準は、理事長が定める。

(災害補償との関係)

第10条 有期契約職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この規程による給与は支給しない。

第11条 削除

第12条 削除

(解雇時の給料支給の特例)

第13条 有期契約職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

(様式)

第14条 この規定の施行について必要な書類の様式は、職員給与規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月11日世トま規程第32号）

- 1 この規程は、平成21年11月11日（以下「施行日という。」）から施行する。
- 2 改正後の一般財団法人世田谷トラストまちづくり有期契約職員給与規程の規定は、施行日以降に契約する有期契約職員について適用し、施行日前に契約した有期契約職員については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日世トま規程第47号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。